協議会の位置付けと役割

バリアフリー整備を円滑に実施するためには、**「当事者(住民)」「施設管理者等」「行政」が協力**しあってバリアフリーの計画を検討していく必要があります。

このため、移動等円滑化促進方針を作成するうえでは、**協議会を設置して多様な参加者と** 議論することが重要となります。

協議会の設置により、利用者や関係事業者及び行政間の協議・調整や合意形成の円滑化・ 効率化が期待されます。また、協議会は多様な関係者の参画のもとで協議の透明性を高めな がら、より効率的に協議・調整を進めるためにも極めて重要な役割を担うことになります。 また、協議会委員の皆様には、次のような役割が求められます。

■協議会委員の任期

平成31年4月25日から令和3年4月24日(2年間)

■協議会委員に求められる役割

協議会委員	求められる役割(例)
・有識者	・第三者的な立場で協議会の長として総括 ・専門家としての視点でのアドバイス・情報等の提供
・高齢者、障害者等	・当事者の視点での課題(バリア箇所等)や必要な対策 に関する発言、情報提供
施設設置管理者や公安委員会、 特定事業等の実施主体等	・施設管理者等の視点での高齢者や障害者等の利用実態 や必要な対策に関する情報提供
・住民代表等	・客観的なデータのみでは分からない、地元の実態に関 する情報の提供